

中野区道路附属物等維持管理計画改定版(案)について

区では、平成26年度に道路ストック総点検を実施し、中野区道路附属物等維持管理計画を策定しているが、1回目の点検から10年が経過したため、令和6年度に2回目の道路附属物等の点検を実施した。この結果をふまえ、中野区道路附属物等維持管理計画改定版(案)を作成したので、以下のとおり報告する。

なお、中野区道路舗装維持管理計画については、今年度、路面性状調査業務を実施しており、来年度の改定を予定している。

1 道路附属物等の点検結果一覧

(1) 道路附属物、法面・擁壁点検結果一覧

大分類	小分類	総数	健全性の診断の区分			
			I	II	III	IV
街路灯	大型-単独柱	247 (226)	136 (170)	75 (44)	35 (12)	1 (-)
	大型-共架	13 (13)	8 (5)	5 (6)	0 (2)	0 (-)
	小型	3,298 (3,255)	2,752 (1,733)	364 (556)	180 (966)	2 (-)
道路 標識	大型	17 (14)	16 (14)	1 (0)	0 (0)	0 (-)
	小型	1,565 (1,526)	656 (1,231)	775 (158)	121 (137)	13 (-)
道路 反射鏡		1,933 (1,790)	824 (1,566)	1,022 (189)	75 (35)	12 (-)
法面・ 擁壁等		24 (23)	2 (5)	20 (13)	2 (3)	0 (2)

() 内の数値は平成26年度点検時の数量

(参考) 健全性の診断の区分について

区分	定義
I	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

※道路附属物の診断区分は平成26年度点検時3区分であったが、国土交通省の点検要領の改定により、細分化され4区分としている。

2 点検結果の概要（主な変状）

- (1) 街路灯 基礎コンクリート部のひび割れ、支柱の部分的な腐食
- (2) 道路標識 基礎コンクリート部のひび割れ、表示板の内容が不鮮明
- (3) 道路反射鏡 基礎コンクリート部のひび割れ、反射鏡・支柱の部分的な腐食
- (4) 法面・擁壁等 部分的なひび割れ、目地の開き

3 維持管理の基本方針

(1) 道路附属物

令和6年度の点検で区分Ⅳと判定された道路附属物については、当該年度に補修が完了している。区分Ⅲと判定された道路附属物について、令和11年度までに補修を実施する。区分Ⅱと判定された道路附属物のうち、大型街路灯及び大型道路標識については、令和15年度までに補修を行う。小型街路灯、小型道路標識、道路反射鏡については、安全上の問題が生じているわけではないため、引き続き日常点検を行っていく。

(2) 法面・擁壁等

区分Ⅲと判定された擁壁2箇所について、令和9年度までに更新及び補修工事を実施する。その他の法面・擁壁等については、1年に1回の頻度で定期点検を行う。

大分類	小分類	数量(基)	
		R7～R11 区分Ⅲ	R12～R15 区分Ⅱ
街路灯	大型-単独柱	35	75
	大型-共架	0	5
	小型	180	(364)
道路標識	大型	0	1
	小型	121	(775)
道路反射鏡		75	(1,022)
法面・擁壁等		2	(20)

※（ ）は引き続き点検を行っていく。

4 補修費用の平準化

区分Ⅲと判定された、早期に措置を講ずべき状態にある道路附属物等を計画的に補修する。さらに、区分Ⅱの補修や日常点検により予防保全型管理へ移行を図り、補修費用の低減及び平準化を行う。

5 今後の予定

令和8年4月 中野区道路附属物維持管理計画（改定版）公表

中野区道路附属物等維持管理計画(案)
(改定版)

令和8年3月

中 野 区

-目次-

1. 目的	1
2. 道路附属物等の現況	2
2.1 対象施設	2
2.2 点検	4
2.3 点検結果	5
3. 道路附属物等の維持管理に関する基本方針	7
4. 補修計画	8
4.1. 街路灯、道路標識、道路反射鏡	8
4.2. 擁壁	8
5. 補修計画ロードマップ	9
6. 区民の皆様へのお願い	9

1. 目的

中野区では、平成26年度に実施した道路ストック総点検作業による点検結果をもとに平成27年5月に道路附属物等維持管理計画を定め、道路附属物の計画的な維持管理を進めてきました。

一方でこの計画策定後、国土交通省では附属物(標識、照明施設等)点検要領(平成31年3月道路局)(以下、「附属物点検要領」、道路土工構造物点検要領(平成29年8月道路局)(以下、「道路土工構造物点検要領」)などの各種の点検要領が定められ、点検の標準的な内容や調査時に知見で予見できる注意事項等について規定がなされるなどの点検の基本的な考え方が示されました。

この点検要領における考え方を踏まえ、平成26年度に実施した点検以後10年となる令和6年度、中野区では道路附属物点検業務委託による定期点検を行い、現時点(令和6年3月現在)における道路附属物や道路擁壁の現状や損傷状況を把握するとともに、健全性の判定を行いました。

この点検結果を踏まえ、道路附属物等維持管理計画の見直しを行うことにより、今後の維持管理に関する中長期的な計画策定、及び予算の平準化を図り、無理のない持続可能な維持管理、かつ区民への安全性・信頼性を確保することを目的とするものです。

2. 道路附属物等の現況

2.1 対象施設

(1) 街路灯、道路標識、道路反射鏡

表 2-1 街路灯、道路標識、道路反射鏡

大分類	小分類	数量(基)
街路灯	大型-単独	247
	大型-共架	13
	小型-単独	3,298
道路標識	大型	17
	小型	1,565
道路反射鏡		1,933

図 2-1 街路灯(大型-単独)



図 2-2 街路灯(大型-共架)



図 2-3 街路灯(小型-単独)



図 2-4 道路標識(大型)



図 2-5 道路標識(小型)



図 2-6 道路反射鏡



(2)擁壁

表 2-2擁壁

大分類	数量(箇所)	備考
擁壁	24	コンクリート、ブロック積、 法枠、その他(階段)

図 2-7 擁壁



(3)防護柵

表 2-3防護柵

大分類	小分類	数量(m)
防護柵	ガードパイプ、ガードレール	15,878

(4)地点名標識

表 2-4地点名標識

大分類	小分類	数量(基)
地点名標識	地点名標識	29

2.2 点検

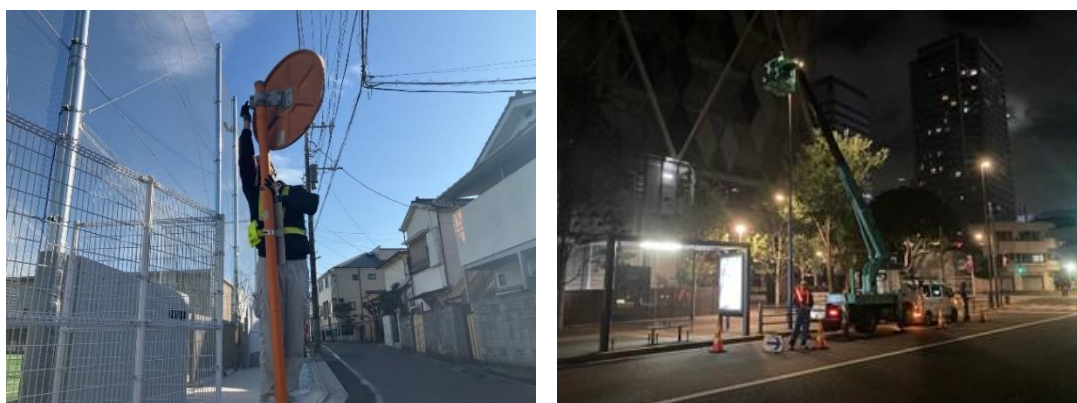
点検は、以下のとおり実施しました。

(1)街路灯、道路標識、道路反射鏡

附属物点検要領に基づき、「本体」、「接続部」、「支柱基部」、「その他」の点検項目に対して、「鋼部材」、「コンクリート部材」、「その他」の点検項目について、近接目視及び写真撮影を実施した。鋼部材については、亀裂、腐食、ゆるみ・脱落、破断について点検し、コンクリート部材については、うき、乖離、ひび割れについて点検しました。

また、損傷等が生じやすい弱点部など所定の部位に対して点検用資材器材(点検ハンマー、ルーペ)を併用し、梯子、高所作業車等も利用して近接目視を実施した。路面境界部がアスファルトや土砂等で埋め戻されている場合は、監督員と協議の上で路面境界部の掘削を伴う目視点検の実施の可否を判断の上で実施しました。

図 2-8 点検時の様子(道路附属物)



(2)擁壁

道路土工構造物点検要領に基づき、路上からの目視点検、近接目視、触診や打音検査等により下記記載の視点に留意して異常の有無を確認しました。近接目視については、のり面小段等に登っての近接目視や高所作業車の使用も含むこととしました。

また、近接して変状を目視観察し、点検記録表に記入を行いました。この際、必要に応じて梯子等の足場設備を用いました。なお、コンクリート吹付のり面やコンクリート部材について対象構造物に変状があった場合は、打音検査を実施しました。

図 2-9 点検時の様子(擁壁)



(3)防護柵

ガードパイプやガードレールなどの車両用防護柵、パイプ柵などの歩行者自転車用柵など、いわゆる防護柵の類については、歩行者の安全に直結するものであることから、一年に一回の頻度で点検を実施しており、点検結果をもとにした維持管理を行っています。

(4)地点名標識

令和5年度に点検を行い、健全な状態であることを確認しました。また、表示板の落下防止対策として、新たにワイヤーで固定しました。

2.3 点検結果

(1)街路灯、道路標識、道路反射鏡

附属物点検要領に基づき、以下の判定区分による健全性の診断を行いました。

表2-5点検結果概要(道路附属物)

大分類	小分類	総数	区分			
			I	II	III	IV
街路灯	大型-単独柱	247 (226)	136 (170)	75 (44)	35 (12)	1 (-)
	大型-共架	13 (13)	8 (5)	5 (6)	0 (2)	0 (-)
	小型	3,298 (3,255)	2,752 (1,733)	364 (556)	180 (966)	2 (-)
道路標識	大型	17 (14)	16 (14)	1 (0)	0 (0)	0 (-)
	小型	1,565 (1,526)	656 (1,231)	775 (158)	121 (137)	13 (-)
道路反射鏡		1,933 (1,790)	824 (1,566)	1,022 (189)	75 (35)	12 (-)

()内の数値は平成26年度の点検結果

表 2-6判定区分(道路附属物)

健全性の診断の区分		定義
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

※診断の区分は平成26年度点検時3区分であったが、国土交通省の点検要領の改訂により、細分化され4区分としている。

点検の結果、緊急措置が必要となる区分Ⅳを 28 件確認しました。これらについては、令和 6 年度に補修を行いました。

区分Ⅲに該当する対象物は 411 件確認され、令和 7 年度以降、順次措置することが望ましい状況となります。

これらの主な変状は、支柱本体や標識板取付部の部分的な腐食、基礎コンクリート部のひび割れです。

支柱本体の腐食は支柱の撤去更新、標識板取付部の腐食は部材の交換、基礎コンクリート部のひび割れは、はつり工からのモルタル補修等が望ましい状況です。

(2)擁壁等

道路土工構造物点検要領に基づき、以下の判定区分による健全性の診断を行いました。

表2-7点検結果概要(擁壁)

大分類	小分類	総数	健全性の診断の区分			
			I	II	III	IV
法面・ 擁壁等		24 (23)	2 (5)	20 (13)	2 (3)	0 (2)

()内の数値は平成26年度の点検結果

表2-8判定区分(擁壁)

健全性の診断の区分		定義
I	健全	変状はない、もしくは変状があっても対策が必要ない場合(道路の機能に支障が生じていない状態)
II	経過観察段階	変状が確認され、変状の進行度合いの観察が一定期間必要な場合(道路の機能に支障が生じていないが、別途、詳細な調査の実施や定期的な観察などの措置が望ましい状態)
III	早期措置段階	変状が確認され、かつ次回点検までにさらに進行すると想定されることから構造物の崩壊が予想されるため、できるだけ速やかに措置を講ずることが望ましい場合(道路の機能に支障は生じていないが、次回点検までに支障が生じる可能性があり、できるだけ速やかに措置を講ずることが望ましい状態)
IV	緊急措置段階	変状が著しく、大規模な崩壊に繋がるおそれがあると判断され、緊急的な措置が必要な場合(道路の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態)

擁壁においては、緊急措置を要する区分Ⅳに該当する箇所はありませんでした。

一方で区分Ⅲ相当に該当する箇所が 2 箇所確認されており、これらについては、既に擁

壁の更新や補修を検討中であり、早期に対処が完了する予定になっています。

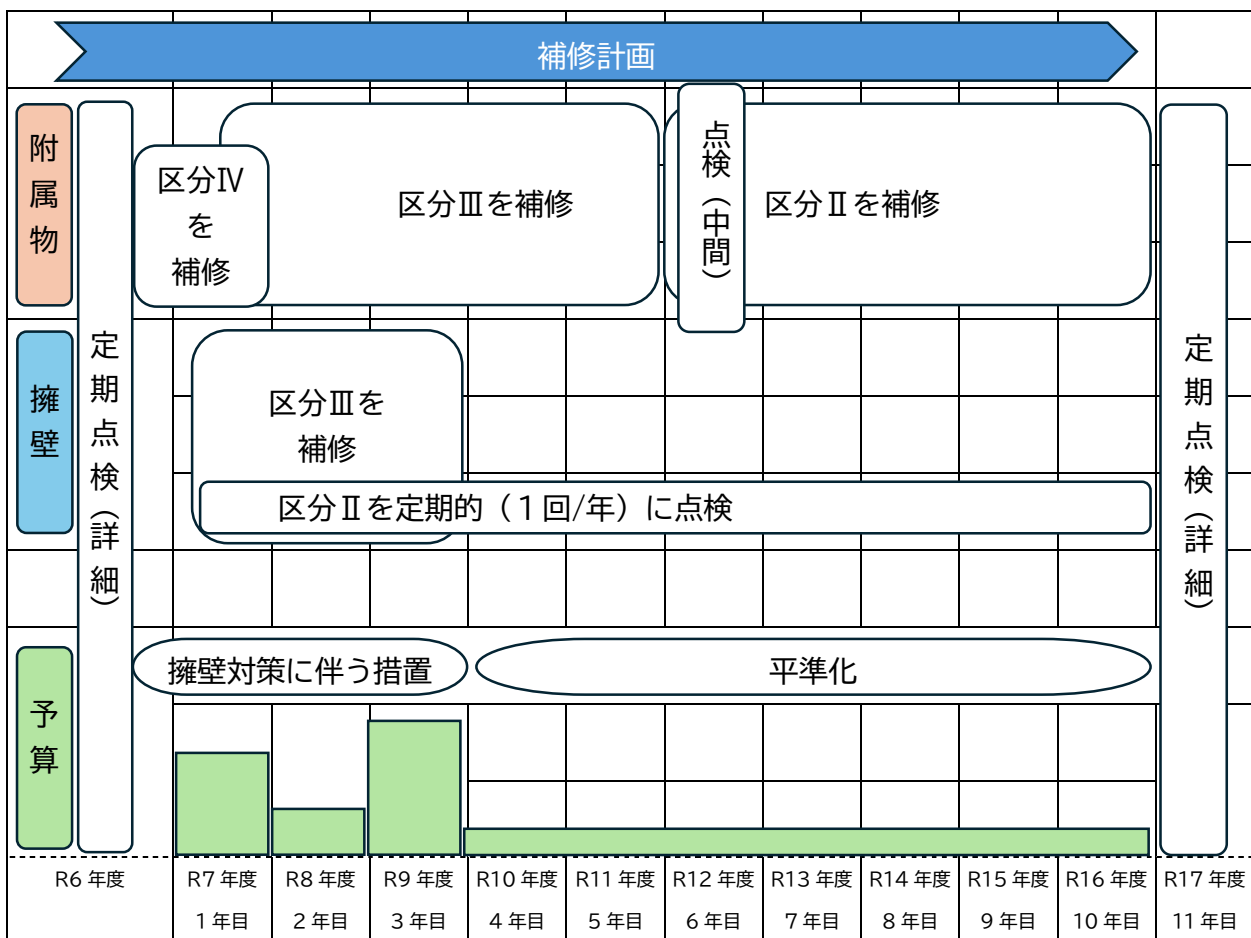
区分Ⅱに該当する対象物の多くは、ひび割れや目地の開きによるものです。定期的にクラックスケールでひび割れの幅等を計測し、劣化が進行していないか点検を行います。

3. 道路附属物等の維持管理に関する基本方針

平成27年度に策定した計画における基本方針と、令和6年度調査による道路附属物の実情を踏まえ、以下の基本方針に基づき、計画的な維持管理を行います。

表 3-1 基本方針

道路附属物等維持管理計画に関する基本方針	
①	道路附属物、擁壁(道路土工構造物)、各点検要領を踏まえた計画とする。
②	道路附属物の区分Ⅳ、擁壁の区分Ⅲは、早期に補修を行う。
③	道路附属物の区分Ⅲは、令和11年度までに計画的な補修を進める。
④	道路附属物の区分Ⅱは、引き続き日常点検及び令和12年度以降計画的な補修を行う。
⑤	擁壁の区分Ⅱは、1年に1回の頻度で定期的に点検を行う。
⑥	道路附属物は、定期点検(詳細)を補完するための点検(中間)を実施する。



4. 補修計画

令和6年度に実施した点検での、健全性の診断の区分に基づき補修を進めます。

4.1. 街路灯、道路標識、道路反射鏡

区分Ⅳと判定された道路附属物については、当該年度に補修を完了しました。

区分Ⅲと判定された道路附属物については、令和11年度までに補修します。

区分Ⅱと判定された道路附属物のうち、大型街路灯及び大型道路標識については、令和15年度までに補修を行い、小型街路灯、小型道路標識、道路反射鏡については、安全上の問題が生じているわけではないため、引き続き日常点検を行っていきます。

表 4-1 道路附属物補修計画

大分類	小分類	数量(基)	
		R7~R11	R12~R15
街路灯	大型-単独	35	75
	大型-共架	0	5
	小型	180	(364)
道路標識	大型	0	1
	小型	121	(775)
道路反射鏡		75	(1,022)

※()は引き続き点検を行っていく。

4.2. 擁壁

擁壁は、区分Ⅲと判定された2か所について、令和9年度完了を目途に対策を進めます。

区分Ⅱと判定された20箇所は、多くがひび割れや目地の開きであり、早急に対策を講じる必要がある状況ではありません。劣化の進行状況を定期的に点検していきます。

表4-2 擁壁等改良計画

大分類	対応内容	数量(箇所)	
		R7~R11	R12~R15
擁壁	更新 1カ所 補修 1カ所	2	0
擁壁	点検 20カ所	1年に1回	

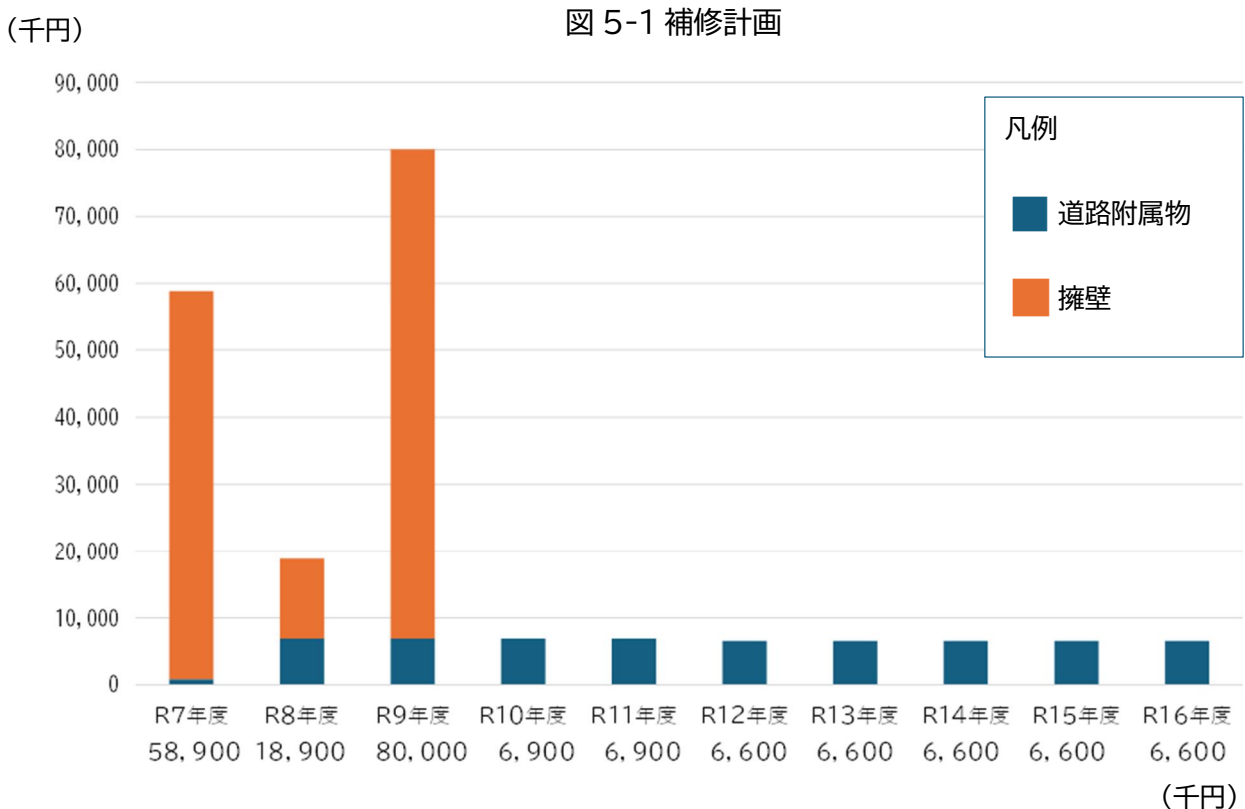
5. 補修計画ロードマップ

本維持管理計画を着実かつ継続的に遂行するために、補修費用の平準化を図ります。

費用については、下記により算出しました。

- ・道路附属物の補修費用 令和7年度は実績値。令和8年度以降は補修内容から算出した単価に補修数量を乗じ、労務単価上昇係数として毎年5%を乗じる。令和8年～令和11年、令和12年～令和16年の平均値を各年度の補修費用とする。
- ・擁壁の補修費用 令和7年度は実績値。令和8～9年度は概算額。

一方で近年、人件費、材料費の高騰に伴う工事契約の不調が増えていることから、実態に即した適切な積算に基づく予算を確保し、着実に補修工事を進めていきます。



6. 区民の皆様へのお願い

維持管理は、区民の皆様のご理解とご協力によって、さらに効果的なものとなります。

- ◎ より迅速な対策のためにも、道路附属物(街路灯、道路標識、道路反射鏡、防護柵)の破損等、**何らかの不具合を発見された際にはご連絡ください。**
- ◎ 路上へのごみの投棄は、車両走行・歩行の支障となるだけでなく、排水施設の詰まりを引き起こし、道路施設の劣化促進にもつながるため、**路上の美化にご協力ください。**
- ◎ 道路附属物(街路灯、道路標識、道路反射鏡、防護柵)や擁壁等の道路構造物への落書きは、景観を損ね、区のイメージ低下につながるため、**施設美化にご協力ください。**